

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）
- 第 2 章 特定施設における受動喫煙を防止するための措置（第 9 条—第 1 5 条）
- 第 3 章 道路等における受動喫煙を防止するための措置（第 1 6 条—第 1 9 条）
- 第 4 章 雑則（第 2 0 条・第 2 1 条）
- 第 5 章 罰則（第 2 2 条）

附則

第 1 章 総則

（基本理念）

第 1 条 受動喫煙の防止は、受動喫煙があらゆる人の健康に悪影響を及ぼすものであり、とりわけ子ども及び妊婦（胎内の胎児を含む。以下同じ。）をたばこの煙にさらされることから保護することが重要であることの認識を市民等、子どもの保護者、事業者等、施設管理者及び市が共有するとともに、四條畷市子ども基本条例（平成 2 7 年条例第 3 5 号）に掲げる子どもが健やかに育つ環境づくりの観点からも推進しなければならない。

（目的）

第 2 条 この条例は、市、市民等、保護者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市民等が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による市民等の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）たばこ たばこ事業法（昭和 5 9 年法律第 6 8 号）第 2 条第 3 号に規定する製造たばこのうち、喫煙用に製造されたもの及び同法第 3 8 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- （2）喫煙 たばこに火をつけ、又はこれを加熱することにより、煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。

四條畷市受動喫煙の防止に関する条例（原案）

- (3) 受動喫煙 他人の喫煙により発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 市民等 市民及び市の区域内に滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (5) 子ども 20歳未満の者をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で、子どもを現に監督保護する者をいう。
- (7) 事業者等 市内で施設を設けて事業活動を行うすべての者及びその団体をいう。
- (8) 特定施設 第1種施設及び第2種施設の公共的施設をいう。
- (9) 第1種施設 主に多数の子ども又は妊婦が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げるものをいう。
- イ 児童福祉法第6条の3に規定する事業を実施する施設及び子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第7条に規定する教育・保育施設並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びにこれらに準ずるものとして規則で定めるもの
- ロ 児童福祉法第59条の2に規定する認可外保育園（商業施設等の建物内に設置している認可外保育園であって、当該商業施設等が平成32年4月1日に施行する健康増進法（平成14年法律第103号）に定める受動喫煙の防止措置を講じているものを除く。）
- ハ 国及び地方公共団体の行政機関の施設として規則で定めるもの
- (10) 第2種施設 多数の者が利用する施設のうち、国及び地方公共団体の行政機関の施設又は庁舎として規則で定めるもの
- (11) 施設管理者 特定施設の管理について権限を有する者をいう。
- (12) 特定屋外喫煙場所 第2種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第2種施設の施設管理者によって区画され、喫煙することができる場所である旨を記載した標識の掲示及び受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。
- (13) 路上喫煙 道路等において、喫煙すること（歩行中又は自転車等に乗車中に喫煙することを含む。）をいう。
- (14) 道路等 道路（公衆の用に供するものに限る。）、公園その他の公共の場所をいう。

四條畷市受動喫煙の防止に関する条例（原案）

(15) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

(16) 公共屋外喫煙場所 公共の屋外の場所のうち、喫煙することができる場所である旨を記載した標識の掲示及び受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

（市の責務）

第4条 市は、受動喫煙による子ども、妊婦及び市民等の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民等及び事業者等の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 市は、受動喫煙の防止に関する施策について、市民等及び事業者等と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせることがないように努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（妊婦及び保護者の責務）

第6条 妊婦及び保護者は、胎内の胎児及びその監督保護に係る子どもに対し、受動喫煙による健康への悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第7条 事業者等は、その事業活動を行うにあたっては、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に取り組むとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者の連携協力）

第8条 市、市民等及び事業者等は、受動喫煙の防止に関する普及啓発その他の必要な施策の効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第2章 特定施設における受動喫煙を防止するための措置

四條畷市受動喫煙の防止に関する条例（原案）

（特定施設における喫煙の禁止）

第9条 何人も、特定施設（次条に規定する特定屋外喫煙場所を除く。以下この条において同じ。）において、喫煙をしてはならない。

2 施設管理者は、その管理する特定施設に吸い殻入れ、灰皿その他の喫煙の用に供する器具又は設備を設置してはならない。

3 施設管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定めるところにより、当該各号に定める内容の標識を見えやすい位置に掲示しなければならない。

（1）第1種施設 当該施設の入り口に、当該施設の敷地内の全てが喫煙禁止である旨

（2）第2種施設 当該施設の入り口に、当該施設の建物内の全てが喫煙禁止である旨

4 施設管理者は、その管理する特定施設において、第1項の規定に違反して現に喫煙をしている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該特定施設から退出するよう命ずることができる。

（特定屋外喫煙場所）

第10条 第2種施設の施設管理者は、その管理する特定施設に特定屋外喫煙場所を設けることができる。

2 第2種施設の施設管理者は、特定屋外喫煙場所を設けた場合は、特定屋外喫煙場所からたばこの煙が流出することを防止するため、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 第2種施設の施設管理者は、特定屋外喫煙場所を設けた場合は、特定屋外喫煙場所の入り口に、特定屋外喫煙場所である旨並びに子ども及び妊婦の立入りを禁止する旨の内容の標識を見えやすい位置に掲示しなければならない。

（子ども及び妊婦の立入りの制限）

第11条 第2種施設の施設管理者は、その管理する特定屋外喫煙場所に、子ども及び妊婦を立ち入らせてはならない。

2 保護者は、特定屋外喫煙場所に、その監督保護に係る子どもを立ち入らせてはならない。

3 前2項の規定は、業務に従事する者として子ども及び妊婦を立ち入らせる特段の理由がある場合に限り、適用しない。

（立入調査等）

四條畷市受動喫煙の防止に関する条例（原案）

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施設管理者に対し、受動喫煙の防止に関する取組の実施状況について報告をさせ、若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、特定施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（指導及び勧告）

第13条 市長は、施設管理者が第9条第2項、第10条第2項若しくは第3項又は第11条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

（命令）

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた施設管理者が当該勧告に従わないときは、当該施設管理者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（特定施設以外の施設の受動喫煙防止宣言事業者等の認定等）

第15条 特定施設以外の施設を管理する事業者等は、第1条に規定する基本理念に賛同し、第9条又は第10条の規定による受動喫煙の防止措置を講じた場合、規則で定めるところにより市長に申請することができる。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否を決定する。

3 市長は、前項の規定による決定した内容を当該申請者に通知する。なお、認定した場合に限っては市民にその旨を周知するものとする。

4 市長は、認定した事業者等がその要件に満たさないことを確認した場合は、当該認定を取り消すことができる。

5 第2項の規定は、認定の取消し及びその周知について準用する。

第3章 道路等における受動喫煙を防止するための措置

（路上喫煙の禁止）

第16条 何人も、路上喫煙をしてはならない。ただし、次条に規定する公共屋外喫煙場所での喫煙については、この限りでない。

四條畷市受動喫煙の防止に関する条例（原案）

（公共屋外喫煙場所）

第17条 道路等の管理者は、その管理する道路等に公共屋外喫煙場所を設けることができる。

2 道路等の管理者は、公共屋外喫煙場所を設けた場合は、公共屋外喫煙場所からたばこの煙が流出することを防止するため、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 道路等の管理者は、公共屋外喫煙場所を設けた場合は、公共屋外喫煙場所の入り口に、公共屋外喫煙場所である旨並びに子ども及び妊婦の立入りを禁止する旨の内容の標識を見えやすい位置に掲示しなければならない。

（子ども及び妊婦の立入りの制限）

第18条 道路等の管理者は、その管理する公共屋外喫煙場所に、子ども及び妊婦を立ち入らせてはならない。

2 保護者は、公共屋外喫煙場所に、その監督保護に係る子どもを立ち入らせてはならない。

3 前2項の規定は、業務に従事する者として子ども及び妊婦を立ち入らせる特段の理由がある場合に限り、適用しない。

（指導及び勧告）

第19条 市長は、第16条の規定に違反していると認める者に対し、当該行為の中止その他必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、規則で定める者をもって、前項に規定する指導又は勧告をさせることができる。

第4章 雑則

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（他の法令等との関係）

第21条 受動喫煙の防止について、法令等によりこの条例の規定による措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、当該措置に係るこの条例の規定は、適用しない。

第5章 罰則

四條畷市受動喫煙の防止に関する条例（原案）

（罰則）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（1）第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（2）第14条の規定による命令に違反した者

2 第9条第1項の規定に違反して特定施設（第10条に規定する特定屋外喫煙場所を除く。）において喫煙をした者で、当該施設の施設管理者による喫煙中止又は当該特定施設からの退出命令に従わない者は、1,000円の過料に処する。

3 第19条の規定による勧告に従わなかった者は、1,000円の過料に処する。

附 則

この条例中第1条から第8条まで及び第15条の規定は公布の日から、その他の規定は平成31年10月1日から施行する。